

「年金裁判を支援する和歌山の会」ニュース 第17号

2020年 5月14日 発行：「年金引下げ違憲訴訟」を支援する和歌山の会・事務局

連絡先 全日本年金者組合和歌山県本部 TEL・FAX 073-423-2290

第15回年金裁判は7月17日(金)11時に決定

5月15日に予定されていた第15回年金裁判は、5月8日に新型コロナウイルスのために延期が決定されました。参加を予定していただいているみなさんに連絡が遅くなったことをお詫びします。

その後、裁判所との調整で、第15回裁判は、7月17日（金）11時から行われることが決定されました。

全国でも、裁判日の延期が行われています。しかし、栃木の宇都宮地裁は、4月の不当判決を行っています。



第14回裁判報告集会

弁護団は、この間「準備書面13（女性の低年金問題）」を裁判所に提出。この「準備書面13」は、第15回裁判の当日に配布する予定です。しかし、「女性の低年金問題」を学習するために必要であれば、支部役員か県本部までご連絡をください。困難な状況の中で、活動を進めるには色々と制約はありますが、とりくみ方を工夫して、公正判決を求める署名や「年金署名」を郵送したり、「年金問題」学習をするなどのとりくみをすすめてください。

「女性の低年金問題」には、構造的要因が存在する

「準備書面13」(女性の低年金問題)の「はじめに」の部分から

冒頭で、「女性の低年金問題という視点から、平成16年改正法や平成24年改正法及び本件減額処分の違憲性を論じる」としています。

年金受給額を一切考慮しない一律減額

争点の年金減額は、「一律に年金を引き下げるものであり、年金者の年金額の高低は一切考慮されなかつた。基礎年金（国民年金）のみで生活している高齢者、あるいは厚生年金受給者でも生活保護基準にも満たないような低年金額の高齢者の生活実態も一切考慮されなかつた。そのため、もともと年金だけでは人間らしい生活を送ることができない状態におかれている低年金の受給者は、平成16年改正法により導入されたマクロ経済スライドの発効及び平成24年改正法による一律の減額によって大きな打撃を受けた。」と指摘。

女性の年金受給者は打撃が大きかった

その上で、「とりわけ女性は無年金あるいは低年金の割合が男性より高いため、年金減額による打撃はいつも大きかった。国民年金・基礎年金のみしか収入のないものも含め、すでに実質生活保護基準以下の生活をしている高齢世帯は、2009（平成21）年には、496万世帯を超え、高齢者数で641万人を超えて

いた。その中でも、女性の単独世帯の貧困率は、56.1%を超えていた。育児を終えて再就職しても年金保険料納付期間が短くなったり、パート勤務で厚生年金に加入しづらい社会背景がある。その結果、配偶者が死亡し一人暮らしになった途端に、低年金受給者が大量に発生することになる。」

女性の低年金への是正措置がされていない

さらに、「女性の低年金という問題には、構造的要因が存在する」として、「その要因は、公的年金の男女格差が生じる制度実態の問題が放置されたままであること、制度の仕組みや運用、働き方などの経済政策、家族政策、さらに税制など、国の政策全体の構造的原因から生じたものである。年金受給者の生活保障という観点からすれば、年金減額を云々する前に、これらの構造的要因に対して必要な是正措置が取られるべきものであった」と指摘しています。

本件「年金減額措置」は違憲である

以上をふまえて、「平成24年改正法の違憲性はより明白である。」と結論づけています。

女性部がすすめている「生活実態アンケート」とも結びつけて、年金裁判のとりくみを強めましょう。